

賃貸住宅を扱う不動産仲介業者等の皆様へ

住居確保給付金へのご協力のお願い

～横浜市～

R7.4.1 版

住居確保給付金の申請書類の中に、不動産仲介業者様や貸主様にご記入いただく「入居住宅に関する状況通知書」若しくは「入居予定住宅に関する状況通知書」という様式があります。

制度の利用を希望される入居者又は入居予定者の方から、これらの書類の記入依頼がありましたら、必要事項をご記入いただき、ご本人にお渡しいただくようご協力をお願いいたします。

1 住居確保給付金（家賃補助）とは ※別に「転居費用補助」の制度もあります。

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う制度です。

対 象 者：離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方

支給要件：就労支援担当者（自立相談支援員）による面接等の支援を受けて、就職活動や自立に向けた活動を行う方

支給期間：原則3か月（※延長、再延長の審査により、最大9か月支給される場合があります。）

支 給 額：上限額の設定があり、収入に応じた金額を支給します。※1

※1 居住する世帯員数で支給上限額が異なります。詳細は区役所生活支援課にお問い合わせください。

2 ご協力をお願いしたいこと

区役所生活支援課では制度の利用を希望する方に対して、入居予定の住宅があること若しくは現在入居している住宅に住み続ける予定であることを確認するものとして、次の書類の提出をお願いしています。

ご本人が書類を持参されましたら、ご記入及び押印をお願いいたします。

次のいずれかの書類を持参します。

■入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

■入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）

《記入上の注意事項》

- ・書類の表面はすべて、不動産仲介業者様又は貸主様にご記入ください。
- ・押印は原則、代表者印若しくは賃貸借契約書で使用した印をご使用ください。
- ・家賃については、管理費、共益費、駐車場代等を差し引いた金額をご記入ください。
- ・振込口座は原則、賃貸借契約書に記載されている家賃の振込口座と同じ口座にしてください。
※口座名義人のフリガナに誤りがないようご注意ください。
- ・訂正箇所には訂正印をお願いします。※修正液は使用しないでください。
- ・書類の裏面は本人にご記入いただきますので、不動産仲介業者様等によるご記入は不要です。

《振込口座について》

- ・住居確保給付金の振込先は原則、家賃を振り込んでいる不動産仲介業者様の口座としています。
- ・家賃の支払方法がクレジットカード払いに限定しているなどの理由で、例外的に住居確保給付金の振込先を本人口座とする場合は、※5の口欄の該当項目に✓を入れてください。
*該当する項目がない場合は、本人口座への振り込みはできません。

ご記入及び押印が済みましたら、ご本人に書類をお返しく下さい。

3 住居確保給付金支給までの流れ

- ① ご本人が区役所へ申請書類を提出します。
 - ② 区役所は申請書類を受理したら、審査・決定を行い、ご本人へ決定内容を通知します。
 - ③ 支給が決定した後、横浜市から、原則として不動産仲介業者様又は貸主様の口座へ住居確保給付金を振り込みます。振込日は、申請月の翌月25日前後です。
- * 支給決定から振り込みまでは概ね2～3週間を要します。さらに時間がかかる場合もあります。
- * 支給決定のタイミングによっては、申請月の翌月以降に、申請月とその翌月の住居確保給付金2か月分をまとめて振り込む場合があります。（申請月の家賃の支払いが遅れることになります。）
- * すでにご本人が支払い済みの家賃については、住居確保給付金の対象となりません。また、申請月以前の滞納した家賃に対して、住居確保給付金を充てることはできません。

（例1）5月に申請受理して、5月下旬に支給決定した場合

➡ 5月と6月に支払うべき2か月分の家賃を6月25日前後に振り込み

（例2）5月に申請受理して、6月中旬に支給決定した場合

➡ 5月から7月に支払うべき3か月分の家賃を7月25日前後に振り込み

4 その他

- ・ 支給要件に該当しないなどの理由で不支給が決定した場合は、ご本人から不動産仲介業者様や貸主様へご連絡していただきます。（区役所からもご連絡する場合があります。）
- ・ 振込口座への通帳記載は、次のとおりです。

ヨコハマシ+区名+ヤチン+〇〇〇〇〇（区によって異なる）

■ 手続きに関するお問い合わせ先

住居確保給付金・・・各区役所福祉保健センター 生活支援課 生活支援係

区生活支援課	所在地	電話番号	FAX
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	西区中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	中区日本大通35	224-8249	224-8239
南区	南区浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	港南区港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ケ谷区	保土ケ谷区川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	緑区寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	栄区桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5705	365-6351

市外局番…045

《制度に関するお問い合わせ先》
横浜市健康福祉局生活支援課
TEL：671-2429
FAX：664-0403